

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 5 月 15 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	今津サンブリッジホテル 高効率空冷ヒートポンプ・業務用エコキ ュート・LED 照明への更新プロジェクト
排出削減事業者名	杉橋興産株式会社
排出削減共同実施 事業者名	関西電力株式会社
事業実施場所	今津サンブリッジホテル (滋賀県高島市今津町今津 1689-2)
事業の概要	<p>本事業は、今津サンブリッジホテルにおける給湯設備の熱源機器を A 重油ボイラから自然冷媒式ヒートポンプに更新、空調設備を A 重油吸収式冷温水発生機から空冷式ヒートポンプに更新、及びホテル内の誘導灯、廊下部ダウンライト、エレベータホール部ダウンライトを LED 照明に更新という 3 つの方法を用いて省エネを図るものである。</p> <p>① 既設の A 重油焚き温水ボイラを高効率自然冷媒式ヒートポンプへ更新することでエネルギー消費量を削減し、CO2 排出量を削減する。さらに、ボイラ燃料である A 重油の使用に対し、電気を動力源とするヒートポンプに切り替えることにより、CO2 排出量を削減する。</p> <p>② 既存の A 重油吸収式冷温水発生機を空冷式ヒートポンプへ更新しエネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減し、CO2 排出量を削減する。また、電気は A 重油よりも単位発熱量当たりの炭素含有量が少ないため、空調設備の燃料を電気に転換することにより、CO2 排出量を削減する。さらに、A 重油吸収式冷温水発生機の付帯設備である冷却水ポンプ・冷却塔ファンが必要なくなり、冷温水発生機本体において使用されていた電力とともにエネルギーの削減が図れ、CO2 排出量を削減</p>

	<p>する。</p> <p>③ 誘導灯 (B1F～9F、11F) 及び廊下部・エレベータホール部 (5F～9F) のダウンライトを LED 照明に更新することによって、CO2 排出量を削減する。</p>
排出削減量の計画	353 tCO2/年 (事業実施期間合計 1,207 tCO2)
国内クレジット 認証期間	<p>開始予定日 2009年11月1日</p> <p>終了予定日 2013年3月31日</p>
排出削減方法論	<p>方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新</p> <p>方法論番号 004 空調設備の更新</p> <p>方法論番号 006 照明設備の更新</p>

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：今津サンブリッジホテル</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、排出削減事業者およびその他関連事業者の担当者への質問等により確認した。</p> <p>2) 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は3つの個別事業からなっているが、入手した根拠資料、質問及び検算により全体で約7.7年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>なお、現在の投資総額の中には、重油タンク、吸収式冷温水発生機、配管関係等の撤去費用が含まれていないが（関係者への質問により確認済み）、これらの撤去費用が含まれる場合、投資回収年数がさらに長くなるため、国内クレジット制度の存在がなければ、本事業の実施は難しくなると判断でき</p>

	<p>る。</p> <p>3) 本排出削減事業は政府の補助金に採択されているが、採択事業者が多数であったことから補助金の比率が低下し事業者の負担が大きくなったという事業も相まって、将来のクレジット売却により現金収入が得られる可能性があること等が、本事業への投資の一因となった。また、本事業では国内クレジット制度の活用によって、大きな CSR 効果を得られる見込みであることが投資の一因となった。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者への質問等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1)本排出削減事業は、承認済み排出削減方法論 002、004 と 006 の 3 つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2)本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備の状況、製造年月日の確認等により確認している。また、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍（30 年）を超えていないことを確認している。</p> <p>【方法論 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存熱源設備（A 重油焚き温水ボイラー）の視察、設備メーカーの提供資料、銘版の確認、エコキュートの仕様書の確認等により、高効率ヒートポンプを導入することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、事業サイトの視察、全体レイアウト図の確認及び関係者への質問等により、エコキュートが事業サイト内の温水供給のために用いることを確認している。</p> <p>適用条件 3 については、既存の熱源機器が未だ使用可能であり、本排出削減事業を実施しなかった場合、既存の熱源機器が継続して利用されることを関係者への質問、視察により確認している。</p> <p>適用条件 4 については、エコキュートで製造された温水が今後自家消費することを視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により確認している。</p>

	<p>【方法論 004 空調設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存空調設備の銘版の確認、新設空調設備の仕様書の確認等により、高効率の空調設備に更新することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存の空調設備が未だ使用可能であり、本排出削減事業を実施しなかった場合、既存の空調設備が継続して利用されることを関係者への質問、視察により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施後のエネルギー使用量が実測できることを質問により確認している。</p> <p>【方法論 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存の照明設備の更新であることを、全体レイアウト図の確認、関係者への質問等により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存の照明設備が未だ使用可能であり、本排出削減事業を実施しなかった場合、既存の照明設備が継続して利用されることを関係者への質問、視察時の照明設備の点灯状況等により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、活動量としてエネルギー使用量と比例関係にある照明設備の点灯時間を採用している。点灯時間においては、対象設備がすべて誘導灯、ダウンライトであり、営業時間内で常時点灯しているため、把握可能であることを関係者への質問により確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上